

専決処分の報告及び承認について

平成26年度松戸市一般会計補正予算（第5回）については、平成26年11月21日の衆議院の解散に伴い、直ちに衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成26年11月27日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

平成26年度松戸市一般会計補正予算（第5回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

平成26年度松戸市一般会計補正予算（第5回）

平成26年度松戸市の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,597,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日

松戸市長 本郷谷 健 次